平成２１年（フ）第２１号
福岡県みやま市瀬高町坂田73番地２
債務者　蒲原　和美
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第４０号
福岡県柳川市稲荷町77番地
債務者　森山　有華
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第４９号
福岡県大川市大字向島1896番地１
債務者　大渕　悦義
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第５２号
福岡県柳川市新外町94番地２
債務者　森山　和美
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第５７号
福岡県柳川市筑紫町559番地３
債務者　杉　あゆみ
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第６２号
福岡県みやま市瀬高町大江650番地７
債務者　森田　政信
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第６３号
福岡県みやま市瀬高町大江650番地７
債務者　森田智香子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第１１６号
大分市明野西１丁目２番３―440号
債務者　三重野千代野
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４０１号
大分市恵比寿町４番13号
債務者　野々下美保
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２６２号
宮崎県児湯郡川南町大字川南13558番地19
債務者　柴田　真明
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２８５号
宮崎県宮崎郡清武町正手１丁目70番地２　後藤マンション207号
債務者　桐原　祐司
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３４２号
宮崎市佐土原町下田島9061番地５
債務者　井上まゆみ
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０６号
宮崎県小林市大字堤2621番地
債務者　坂下　　誠
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１７０号
宮崎県延岡市新小路１丁目３番地９
債務者　西　　敬祐
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１７１号
宮崎県延岡市新小路１丁目３番地９
債務者　西　　美和
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１７４号
宮崎県延岡市川島町3923番地５
債務者　池田　　修
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１７７号
宮崎県東臼杵郡門川町宮ケ原１丁目99番地
債務者　濵田　義明
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第３４４号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯２丁目54番５号
債務者　佐藤由美子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係